

平成13年3月6日(火)

於・経済産業省別館(8階)817号会議室

第1回国土交通省独立行政法人評価委員会
建築研究所分科会

国土交通省

平成13年3月6日(木)

第1回国土交通省独立行政法人評価委員会
建築研究所分科会

午前10時00分開会

1. 開 会

【技術調査課長】 それでは定刻でございますので、ただいまから第1回国土交通省独立行政法人評価委員会の建築研究所分科会を開催させていただきます。

本日は皆様、大変、年度末でご多忙の中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私、事務局の技術調査課長をしております清治と申します。よろしくお願いいたします。本日の議事進行につきましては、後ほど、分科会長を皆様の中でご選出させていただくまでの間、私が務めさせていただきたいと存じますので、どうかよろしくお願いいたします。

2. 技術審議官挨拶

【技術調査課長】 それでは、本日は第1回の分科会でございますので、初めに、国土交通省大臣官房技術審議官の佐藤信秋からごあいさつを申し上げます。

【技術審議官】 ご紹介いただきました大臣官房技術審議官の佐藤でございます。先生方には、大変お忙しいところを急遽お集まりいただきまして、大変恐縮でございます。

この4月から、旧建設省分の土木研究所と建築研究所が、旧運輸省の港湾技術研究所もそうなのでございますが、それぞれ独立行政法人になりまして、もう一つ、全体をまとめまして、3つの研究所をまとめまして、国土技術政策総合研究所と申し上げておりますが行政組織のほうでは、それが1つでき上がり、独立行政法人では3つの研究所ができ上がる。こんな形で研究体制を敷くことになっております。

国土交通大臣のほうから、それぞれの独立行政法人の研究所に対しましては、中期目標という形で、技術開発・技術研究の目標を掲げまして、それに対しまして、それぞれの研究所が、どういう内容で、どんなふうやっていくか、どう応えていくかという中期計画

なるものをつくっていくことになっておりまして、この部分につきまして先生方のご審議をお願い申し上げる次第であるわけでございます。

最初に建築研究所が始めるということございまして、先生方の、あえて申し上げれば厳しいご指摘をいただいて、中期計画なるものを、少しでも具体性のあるものにつくり上げていきたい、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【技術調査課長】 それでは、本日はお手元に幾つかの資料を配付させていただいておりますが、その資料のうちで、綴じてあります資料 8、9、10、これにつきましては、大臣が定めまして、独立行政法人に対して指示いたします中期目標、それから、これを受けて独立行政法人が定めます中期計画、これに関するものであります。これにつきましては、独立行政法人通則法に基づきまして、財務省との協議を要するというところになっておりまして、現在、並行して協議を進めているところでございます。したがって、今後、修正も想定されるところでございますので、本日の分科会におきましては、委員限りの資料とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3. 議事

(1) 分科会委員及び出席者紹介

【技術調査課長】 それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、議事次第の(1)分科会委員及び出席者紹介でございまして、当分科会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。その前に、先日、評価委員会がございましたが、その後、追加任命させていただきました臨時委員の皆様に関しましてご報告を申し上げたいと思っております。

【技術審査官】 お手元の資料1をご覧くださいと存じます。

めくっていただきますと、一番上に木村先生の名前が書いてありまして、一番下に森地先生の名前が書いてあります。ご存じのとおり、2月22日に29名の委員の方が既に任命されております。次のページをごらんいただきますと、ハッチングをしたお名前とハッチングしてないお名前がございます。ハッチングしてない方々につきましては、既に2月22日の段階で臨時委員として任命されている方々でございますが、その後、28日付けで、ハッチングをされている方々、合計7名でございますけれども、追加で任命されております。

当分科会の関係で申し上げますと、本日はご欠席でございますけれども、菅原進一先生が臨時委員として追加任命されていらっしゃるということで、ご紹介させていただきます以上でございます。

【技術調査課長】 それでは、当分科会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

本分科会の委員にご就任いただきました方々は、お手元の資料3の名簿のとおりでございますが、初回でもございますので、事務局から、本日ご出席の委員の皆様を配席の順にご紹介させていただきます。

後委員でございます。

鳶委員でございます。

岡田委員でございます。

高木委員でございます。

中村委員でございます。

三井所委員でございます。

本日はご欠席でございますが、小林委員、菅原委員にお願いいたしております。

以上でございます。

なお、以上のとおり、本分科会の全委員8名のうち、6名のご出席を賜りました。したがって、独立行政法人評価委員会令第7条に定める定足数に達しておりますので、本日の分科会は成立しておりますことを申し添えます。

次に、私ども事務局側の担当者をご紹介させていただきます。

独立行政法人に移行する建築研究所の主に研究体制等について見ております大臣官房技術調査課から、私、課長の清治、それから……。

【技術審査官】 吉崎でございます。よろしくお願いいたします。

【技術調査課長】 それから、私の右手のほうでございますが、現在の建築研究所の所長でございます。同時に本年4月より、独立行政法人建築研究所の長となるべき者に2月27日付けで、国土交通大臣から指名されております山内でございます。

さらに現在の建築研究所の研究調整官、村上でございます。

それから、総務部長の梶でございます。

企画部長の池田でございます。

また、私どもの後ろのほうに建築研究所の担当の課長等が控えておりますので、後ほど細かいご議論の中で質問等がございましたら、発言させていただく予定でございます。

(2) 分科会長互選及び分科会長代理指名

【技術調査課長】 それでは、次に議事(2)でございますが、分科会長互選及び分科会長代理指名に移らせていただきたいと思います。

国土交通省独立行政法人評価委員会令第5条の規定に基づきまして、当分科会の分科会長を、お集まりの委員の方々から互選していただきたいと思います。

分科会長に關しましては、委員の皆様、いかがでございますか。

【後委員】 岡田先生は建築学会の会長でもあらためまして、建築工学に関するご造詣が深く、かつ芝浦工大のほうでも研究やご指導に深くかかわっておられますので、私は、分科会長として岡田先生がよろしいんじゃないかと思ひます。

(「異議なし」の声あり)

【技術調査課長】 それでは、ただいまご賛同いただきましたので、岡田委員に、当分科会の分科会長にご就任いただきたいと思います。

これから先、岡田分科会長にご就任のごあいさつをお願いいたしまして、以後の進行につきましては、岡田分科会長にお願いしたいと思います。それでは、岡田分科会長、よろしくお願ひいたします。

【分科会長】 岡田でございます。何かお見受けするところ、私が一番年寄りみたいなので、分科会長ということを引き受けさせていただきます。

私は今、芝浦工大におりますが、私の研究分野は建物耐震工学でございますが、建築研究所でおやりになっている分野とは、かなりダブるのでございまして、一緒に共同研究をやったりしたこともありますので、多少、身内ということが気になるところがありますが一方で、私は長年、東大の生産技術研究所、これは文部科学省管轄の研究所であります。そういう意味では、競合関係を長いことやっておりましたので、そっちでは、その心配もなからうかと、半々の気持ちでお引き受けしたいと思います。もし私が身びいきな発言をしたとしたら、先生方に厳しく取り締まっただけだと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、今日は資料がたくさんございますが、時間が限られておりますので、できるだけ意見をいただきながら、要領よく進めたいと思ひます。

最初に分科会長代理の指名があるんですね。お手元の資料があるかと思ひますが、事故あるときの処理に關して、参考資料の37ページにございます。国土交通省全体の規則

でありますけれども、5条の5ですか、「分科会長に事故あるときは、当該分科会に所属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」ということなので、指名をさせていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 これにつきましては、あいにく今日のご欠席なのですが、小林先生、横浜国立大学の都市計画の専門の先生でございますが、小林先生を指名したいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 できるだけ事故がないように、私は務めたいと思っておりますが、よろしくをお願いします。

(3) 国土交通省独立行政法人評価委員会建築研究所分科会について

(4) 第1回国土交通省独立行政法人評価委員会の議事報告

【岡田分科会長】 それでは、本題に入りたいと思います。

今日は資料がたくさんございますが、最初に議題の(3)と(4)をまとめて、我々の業務を含めて、(3)が、この分科会の説明、それから先日、第1回国土交通省としての評価委員会がございましたが、その内容も含めて、私もちょっと都合で、第1回は出られませんでしたけれども、事務局のほうからご説明をいただきたいと思います。

【技術審査官】 それでは、説明をさせていただきます。議題の(3)(4)を資料4を用いまして、独立行政法人評価委員会で行う事務と分科会との関係などについてご説明させていただきます。

まず初めに、独立行政法人評価委員会で行う事務につきましては、通則法第12条で、(1)(2)に書いていますとおり、業務の実績に関する評価に関する事、それから、法律により、その権限に属された事項を処理すること、と包括的に書かれておるわけでございます。具体的にはどういうことかということで、各法律の逐条を見てまいりますと、ざっくり申し上げれば、まずAといたしまして、業務の実績の評価を行うこと。それからBといたしまして、評価結果を他の者に通知すること。それからCといたしまして、これは必要があればでございますけれども、独立行政法人に勧告を行うこと。それからDとい

たしまして、通知もしくは勧告を行った場合には、その内容を独立行政法人評価委員会として公表することといったような事務がございます。

そのほかにEといたしまして、意見を述べることということで、多数の項目が法律に規定されております。といたしまして、業務開始の際に、独立行政法人が業務方法書を作成いたしますけれども、大臣がこれを認可するに先立って意見を述べる等々、次のページの まで、多数の項目が評価委員会の事務とされているわけでございます。

このうち、今申し上げましたAからDまでと、Eのうちの から につきましては、内容をごらんいただければおわかりになるかと思いますが、独立行政法人の業務が一定の進捗を見た後で行われることとなるものでございます。これに対しまして、E から 、資料では星印をつけさせていただいておりますが、これは業務の開始に先立って検討しておく必要があるものでございます。したがって、今回の分科会と次回分科会におきましては、このEの から 及び につきまして、集中的にご審議いただきたいということでございます。

以上が評価委員会全体についての話でございますけれども、これと分科会との関係について若干ご説明いたします。

まず基本的枠組みといたしましては、評価委員会令の中で、「委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる」と書いてあるわけですが、「あらかじめ定めるところにより」ということでございますので、どういうふうにするかということが議論になってくるわけでございます。これに関しましては先月22日に第1回の評価委員会総会が行われたわけでございますけれども、そこで評価委員会の運営規則についてご審議がございました。その中で、分科会の議決については、下線を引いておりますとおり、「あらかじめ議決した事項については、委員長の同意を得て、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる」旨、議決されておるわけでございます。

それでは、その「分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる」事項というのは、具体的にどういうものにするかということにつきましても審議されております。

次のページをごらんいただきたいと思います。大きく分けると、3つのカテゴリーに分けられるかと存じます。

といたしまして、委員会の組織・運営等に関する事項にはいろいろございますけれども、これにつきましては、結論から言えば、分科会に委任すべきものはなしとして、すべ

て委員会の議決を要する事項とされました。例えば委員長の互選とか、委員会運営規則の制定・改正等でございますが、そういった整理が22日になされております。

大きなカテゴリーの2つ目として、業務の実績の評価に関する事項につきましては、AとBと書いてありますが、先にBのほうを申し上げますと、各事業年度の業務実績の評価これにつきましては分科会に委ねることができる。それ以外の中期目標にかかわる業務の実績評価等、ア)イ)ウ)に書いているようなものにつきましては、評価委員会での議決を要する事項として整理されております。

3つ目に、主務大臣への意見具申に関する事項につきましては、Aといたしまして、中期目標の策定または変更に際しての意見具申であるとか、ウ)にありますように、中期計画の認可及び変更の認可に際しての意見具申、これは基本的には委員会のマターとされたわけでありまして、Bに書いておりますように、業務方法書の認可に際しての意見具申等については分科会に委ねることできると整理されたわけでございます。

ただし、ということで、下に書いておりますが、上のAのア)とウ)、黒い星印をつけておりますけれども、これにつきましては、平成13年4月1日に発足する独立行政法人にかかわるものについては、時間的制約から、緊急やむを得ない措置として、ただいまの基本的な整理にかかわらず、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができると、2月22日の評価委員会で議論されて決定されているということでございます。

次のページからは、そのほか、分科会等との関係と直接関係ございませんけれども、ほかにどんなご意見が出ていたかということを紹介いたします。

まず1.といたしまして、会議の公開につきまして、さまざまなご意見が出されております。の下に、先にコメ印がございますけれども、運営規則のほうで、「原則として公開とする。ただし、審議の円滑な遂行に影響が生じるものとして委員会において非公開とすることが適当であると認めた場合は、それによらない」ということでございます。では、そういう非公開とすることが適当であると認められるものは何かという議論もなされまして、答えは に書いているとおりですが、業務の実績に関する評価にかかわる案件につきましては不適當ということで、公開の対象外とするという議論がされております。

それから といたしまして、議事の内容については、骨子だけではなくて、議事録そのものも、インターネット等でアクセスしやすい形で公表するように、というご指摘がございまして、その方向で対応することとしております。

その他ということで、ここでは から まで簡単にご紹介しておりますが、ここでは割

愛させていただきます、別途本配付の一番下になっているかと思えますけれども、第1回評価委員会の議事要旨がございますので、後ほどご確認いただければと存じます。

以上でございます。

【岡田分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明はいかがでございますか。我々の任務をご説明いただいたわけですが、はい、どうぞ。

【中村委員】 業務の実績を評価するというのが、この委員会の任務ということでしたが、業務の中には研究もあるわけで、研究の評価に関しては、専門家のグループが行う評価というのも独自にやっていらっしゃるという説明をこの前聞いたんですけれども、そちらの評価とこちらの評価というものの役割分担のようなものはあるのでしょうか。

【技術審査官】 特に内部評価といいますか、今、中村委員がおっしゃってくださったのは内部評価のことと存じます。今までも土木研究所、建築研究所は国の研究機関でありますけれども、それぞれ独自に内部での評価体制とか、あるいは外部の方をお招きしての外部評価とか、そういった形で、いろいろ一つの研究成果が妥当なものであるかどうかという評価を自己努力としてやってきております。

これを独立行政法人になってからも続けるか続けないかということにつきましては、後ほど、中期目標の中でもいろいろ議論が出てくるんですけれども、この評価委員会の基本的な役割ということで申し上げますと、これから中期目標なり、中期計画がいろいろご審議されるわけがありますが、それに照らして、研究所が行っている研究が、例えば国民のニーズに対してサービスを提供するわけですが、それが効率的に、あるいは質が高く行われているかどうかといったようなことをご議論いただく場ということでございますので、例えばそういう観点からいたしますと、建築の専門的な観点からではなくても、例えば経済的な動向を見たときに、現在の研究内容が妥当かどうかとか、そういった評価は別途あり得ると存じますので、そういった専門家的な評価とは並行してあり得るものではないかと考えております。

【岡田分科会長】 よろしゅうございますか。独法になる前に、もう既に努力されていたんで、独法ができたらどうなるかというのは、基本的には、これからの問題だと。

【技術審査官】 そうでございます。

【岡田分科会長】 それで少なくとも、この委員会は1年後にはやらなきゃいけないということですね。事業年度が終わったら。独自にね。今までのようなことを建築研究所で

おやりになるかどうかは別にして、ということによろしいですか。

さしあたりは、この星印がついているところですが、今日の資料にありますのは、中期目標と中期計画ですね。1番と11番もやらなきゃいけないのですか、今日は。

【技術審査官】 1番と11番につきましては、ちょっとまだ内部で、いろいろ検討中ございまして、残念ながら、今日はお諮りする段階にまで至っておりません。

【岡田分科会長】 今日はやらなくていいと。予定じゃ、ここまでやらなきゃいけないとなっているけれども、どうも目の前にしてやりにくいところがあるから。

はい。じゃ、2番と3番が、今日並びにもう一回予定されていると思いますメインテーマであり、かつ前回の全体委員会の整理で、本来は、この中期目標と中期計画は、本委員会マターなんですね。

【技術審査官】 議決については。

【岡田分科会長】 議決については。しかしながら、時間がないから、今回は、この分科会で決めたら、よろしいと。こういうことになったということがポイントのように思います。

よろしゅうございますか。それでは、次に進めさせていただきます。

(5) 独立行政法人建築研究所の概要

【岡田分科会長】 まず、独立行政法人となった後の建築研究所がどういうものかというのを、資料5及び6ですね。ご説明をいただきたいと思います。

【建研企画部長】 建築研究所の企画部長でございます。

まず資料5でございます。建築研究所は昭和21年に発足いたしまして、昭和54年に筑波研究学園都市へ移転をして、現在に至っております。そして、この春、新しく国の試験研究機関として新設される国土技術政策総合研究所と、独立行政法人建築研究所に分かれて移行する予定になっているところでございます。

そのうち、独立行政法人建築研究所は、「2.業務の概要」のところがございますように、建築・都市計画技術の向上を図ることによりまして、建築の発達・改善、都市の健全な発展、秩序ある整備に資するということを目的といたしまして、大きく分ければ、ここに示した3つの業務を行います。1つは調査・試験・研究及び開発でございます。建築にかかわります、いろいろな分野について研究開発等を行います。特に基礎的・汎用的な技術を中心といたします。それから(2)でございますが、こうした建築・都市計画技術に

関する指導、成果の普及にも取り組んでまいります。(3)では、地震工学に関する研修生の研修を、これまで実施してきております。これは引き続きやっていく考えでございます。

それから、これを実施いたします役職員等につきましては、独立行政法人に移行する職員の数は98名でございます。今現在の建築研究所は、全体で170名おります。これが職員98名とその他に役員4人以内ということで、予算の規模としては、13年度見込額として24億円余を計上して取り組む予定になっております。

続きまして資料6のほうで、この独立行政法人建築研究所と国総研と略称させていただいておりますが、国土技術政策総合研究所の業務分担について、かいつまんでご説明させていただきます。

この2つに分かれるわけでございますが、国総研のほうにおきましては、2のところがございますように、引き続き、国が直接に実施する必要があると考えられます各分野を実施いたします。具体的には、これは3つの基準に合致するものと考えておりまして、そのメルクマールの1番目は、法令に基づく技術基準の策定に関する研究開発でございます。それから2つ目は、同じく法令に基づく地方公共団体等への技術指導という業務がございます。これは国としての行政作用の一環でございますので、技術支援に関するものがございます。3点目は、本省の政策企画立案の一環としての研究開発がございます。新しい社会的ニーズに基づいて取り組む課題などについてでございます。

一方、独立行政法人のほうを担当いたします研究開発分野といたしましては、3のところがございますように、従来、建築研究所が取り組んでまいりました研究開発のうちで、基本的な考え方が3段階になっております。アといたしまして、公共の見地から、確実に実施されることが必要なもの。イとして、それでいてしかも、国がみずから主体となって直接に実施する必要はないもの。で、ウにございますように、民間の主体に委ねた場合には、必ずしも実施されないおそれがあるというものでございます。

これをもう少し具体的に代表的と考えられる分野を考えてみますと、 にございますように、建築・都市計画に関します、いろいろな現象やメカニズムの解明などの基礎的な研究開発がございます。建物が、どういうふうに壊れるのかだとか、火災の際はどういうふうにして延焼していくのかというようなことなどでございます。それから にございますように、リスクが大きいために、民間ではなかなか取り組みが困難な先端的な研究開発でございます。 といたしまして、広範な技術開発の基盤となる汎用的な技術、いわば共有

財産的なものでございます。

これをもう少しビジュアルにご説明をするために、次の2ページ目のところに資料をつくってございます。

一番上に枠で囲みましたような、建築物について最低限守るべき安全・衛生に関する基準につきましては、これはやはり国民の生命等を保護する観点から必要と考えられます。これについては、そのページの一番下のところに、建築基準法による建築規制というのがございます。これは法律に基づいて、国民から付託された権限に基づいて、行政行為として本省なり特定行政庁が行う施策でございます。この施策を実施するには、技術的な基準が必要でございます。その1段上のところがございますように、この基準を社会的妥当性などを検証しながら、法令に基づく政令・省令等として定める仕事は、これは国がみずから実施する必要があるという観点から、国土技術政策総合研究所の仕事と整理をいたしております。

しかしながら、こういった基準を策定するためには、中ほどから上に太い線で囲ってございますように、技術的な建築物の構造とか、防火とか、さまざまな面における基礎的なメカニズムなどに関する知見が得られていることが必要でございます。これらにつきましては、必ずしも民間にお任せをただけでは、それ自体は収益性があるということではございませんし、なかなか行われがたいのではないかということから、民間に委ねた場合必ずしも実施されない研究に当たると理解をしておるわけでございます。

こうした知見は行政施策に結びつくだけではなくて、得られた成果を広く民間にもご提供申し上げることによって、民間でのいろいろな技術開発に役立てていただく。あるいは民間において独自に創意工夫され、競争しながら開発された技術を、それが新しく、法令に基準がないにしても、法令の趣旨目的に合致するだけの安全性等を備えているかどうかということ客観的に公平に、しかも、できるだけ迅速に判定するような役割も必要でございます。そういったことを担っていこうとするものでございます。これによりまして、民間も含めて、いろいろ建築・都市計画等に関するプロジェクト事業等の円滑な、しかも適切な促進が図られるようにしていこうという考え方でございます。

大変概略でございますが、以上のように考えているところでございます。

【岡田分科会長】 ありがとうございます。何か……はい、どうぞ。

【高木委員】 資料6の2に国総研において担当する分野と、3に建研が担当する研究分野と2つ、書き分けてあるんですけども、その理念も、法律上云々とか、上手に書い

であるなという感じはするんですが、これは動き得るんですか。今は確かにこういう分け方でいいのかもしれないけれども、だんだん時代とともに、例えば国総研のものが独法に行くというようなこともあり得るんですか。例えば で書いてある政策企画立案の支援として行うシックハウス防止のための研究なんていうのは、当面、すごく急がれているから、国総研でやるというのは理解できるんですけども、必ずしも国総研で、ずっとやらなければならないという感じのものではないような気もするんですね。これは固定的に考えなくていいのかどうか、その辺がちょっとよくわからないところがあったんですが。

【建研企画部長】 例え、この例にございますように、シックハウスの問題でございますが、これはある意味では、最近の日本の住宅が断熱性を高めて、省エネを目指そう、すき間風などはなくそうということで、非常に高气密・高断熱ということを目標にして技術開発が進めてこられました。その結果、室内の空気が淀むというと語弊があるかもしれませんが、その中に微量の物質がいろいろ混ざって、新しい問題が出てきた。かえって、昔のすき間風だらけの和風の建築では、そういう問題は顕在化しなかったということがございます。省エネという目標と住んでいる人の健康・安全ということとの、その辺の、ある意味では一見、アンビバレントなところをどういうふうにして調和していくかという、優れて政策的な判断を必要とするような課題ではないかと思っております。

もちろん、このシックハウスにつきましても、どういう物質が、どういう建材などからどういうふうに出てくるのかという基礎的な技術的知見は必要でございますので、そういった部分は独立行政法人のほうで、基礎的な研究の中で明らかにしていくものととらえておりますけれども、それを法律に基づいて、実際に国民の権利を制約するなり、義務を課すなり、あるいはいろいろな産業活動にどういう規制を施すべきか否かという判断につきましては、これはやはり行政官庁の政策の企画立案の一環として行う必要がございますのでその部分はやはり国のほうで直接やる必要が引き続きあるのではないかと考えております。

【高木委員】 今のお話を伺うと、これはあまり変わらないと。規制に関して、省庁に残るとするのはわかるんですけども、規制の前提になる研究自体みたいなものは、ここにずっと残るのかなという感じが、ちょっとするんですね。

それともう一つ、今、国民の生命・安全のことをおっしゃったんで、あとは、省庁間のある意味で横断的な研究が必要になる部分で、その意味で残るのかなと、ちょっとお話を聞いていて取ったんですけども。

【建研企画部長】 前段のご指摘につきましては、これは国の法律制度なり、施策として、一定の軌道に乗れば、その後、例えば、こういう新しい材料はどうだろうかというようなことが出てきたものを試験をして評価をするという形になってくれば、そういう部分は独立行政法人だけでこなせるようになるという段階もあろうかなと思います。

それから、後半のほうのご指摘につきましては、ご指摘のとおり、これは厚生省とか、経済産業省とか、いろいろな省庁の所掌分野と連携を取りながら進めていく必要がある課題でございます。現にそういった体制の中で取り組みが進められていると思っております。これは国としては、当然、そういったことで連携が図られるわけですが、研究機関におきましても、やはりいろいろな研究会をつくるとか、共同研究をやるとか、そういう形での他分野との連携というのは図っていく必要があるなと考えております。

【三井所委員】 今の高木委員のご質問は、シックハウスという問題に関しては、国総研で扱い、独立行政法人では扱わないのかという質問だと思うんですけども、基礎的なメカニズムの解明という部分について、シックハウスの問題にも同じような問題がありますよね。そういう問題は、独立行政法人で研究することも当然あるような気もするんですけども、ただ、それは今の事情で、早期の技術開発に必ずしも直結しない。ここでは早期の技術開発を要求されているので、基礎的な部分も含めて国総研に行くのかなという理解の仕方もあるんですけども、どうも、こういう分野については両方で扱って、基礎的なものと、何か基準をつくるような部分に分かれていくと思っております。

【建研企画部長】 実態としましては、現在まだ国土交通省建築研究所でございますが、既に、いろいろ今年度の補正予算などもいただきまして、いろいろ実験住宅を建てたりとか、いろいろ仕事は進めております。それをこの春以降、国総研と独法とを設立するにあたっては、いずれにしても密接な連携を取って一体的な研究開発の取り組みが必要と思っておりますけれども、頭の中の整理といたしましては、政策の企画立案の一環、つまり技術的なことだけ考えればいいのではなくて、例えば、こういう規制をした場合には省エネという観点で、今までいろいろ世の中で取り組まれてきていることが、どういうふうな方向転換なりを迫られるのか迫られないのかとか、技術的に出てくる基準の案というものが、広く国民・社会一般に対する一般的な妥当性を持っているのかどうかという判断というのは、最後は国会でのご議論とかというようなことにも結びついていくわけですし、やはり独立行政法人よりは、国みずからが行う必要がある部分もあると考えているわけでございます。

【技術審査官】 独立行政法人が、政策の企画立案にかかわるものについては一切やらないということではなくて、当然、それと密接に関係するものも展開していくわけですが結局、この の関係で言いますと、独立行政法人というのは、国から一々、例えば明日までに何をしろとか、半年後までに何をしろとか、そういったことを毎日毎日言われて展開していくというよりは、これからも申し上げますけれども、基本的には5年なら5年の中期目標を立てて、その中できちんと実績を積み上げていくというのが、独立行政法人の仕事かと思います。もちろん、途中で急激にニーズが発生すれば、法人としても、その中期目標なり、計画なりを修正して取り組んでいくことはありますけれども、ベースは、本省といいですか、国土交通省からの関与をできるだけ避けて、自主的に、その研究計画を定めてやっていくというのが、独立行政法人の基本的な位置づけであるかと存じます。

したがって、例えばシックハウスが今、どういう状態にあるかということは別にいたしましても、ある政策テーマがあって、それが本省からの日常的な指導監督を受けるといいですか、そういったものになじむかなじまないかというあたりも、独立行政法人がやるのになじむかどうかという1つの判断要素になるのではないかという気がいたします。

【岡田分科会長】 たまたま今度の4月に移行するについて、従来もシックハウスはまとめて、国総研に行く部分と独法に残る部分とをやっていたわけでしょう。当面は、シックハウスは、いろいろなことがあるから、こっちのカテゴリーでやろうかということですか。平たく言えば。

【建研企画部長】 はい。

【岡田分科会長】 ということであって、未来永劫、シックハウスは独法には渡さないとか、そんなことじゃないと私は思います。

【高木委員】 例としてあったので、ちょっと混乱したのかもしれませんが。

【岡田分科会長】 将来は、やっぱり国総研と独法建研は、ある競合関係が、こういうボーダーで必ず起こると思う。そんなにここからこっちはこれで、なんて分けられっこないから、どういう人がいるかで、ここである競合関係とかで、ダブっているんじゃないかと周りから怒られたりかなんかで動いていくというのはある。そういう関係になってほしいなと、逆に思っているんですがね。そんなに縄張りを決めるのは……。テーマまで、まかりならんなんて、お互いにやっていたら、これは全然だめになるんじゃないでしょうかね。

というような理解をしたいんですが、いいですか。ほかに何かございますか。

こういうのを見ていると、すぐ、民間にはできないのをやりますと。それじゃ、民間との競合関係は非常によくわからない。大学とはどうするの？　なんて、すぐ聞きたくなるんですが、言うだけで今日はいいですけども。こういうのを見るとき、ちょっと違和感を感じると思うんですよ。広く国民が見るといった場合は。中期計画・中期目標とは直接は関係してこないんですが。

よろしゅうございますか。今こうやっているというのと、こういうふうになりたいというののご説明がありました。先生方は、本物はごらんになったのかしら。キャンパスに行かれて。

【高木委員】　私は見ております。

【中村委員】　今日初めて。

【後委員】　今日これから。

【岡田分科会長】　ぜひ物を見ていただいて。今回は間に合わなかったけれども、今後は、やっぱり筑波で、こういうのもやるとかね。そのほうが、僕はいいと思いますけれども。ただ、調整は大変ですよ。これだけの人間に筑波に来ていただくというのは。確かに現場を見ながら、やっていただいたほうがいいんじゃないかという気がしますね。

【後委員】　すみません。まだちょっと先ほどのに戻って、ちょっと質問をさせていただきたいんですが。

お話の中に出たかもしれないんですが、国がみずから主体となって、確実に実施されることが必要であるけれども、というところなんです。必要か不必要かというのは、どこがどういうふうに判断するんでしたっけ。

【岡田分科会長】　大臣が、まず目標として、こうやれと言うわけでしょう。大臣が言うのに対して、それは適切か不適切かと言うのは、我々の任務の1つでもあるんですね。「大臣、そんなことを言わないでよ。やらさないでよ」とか、「もっと、こんなことをやらせてよ」というのを言ってもいいわけですよ。

【後委員】　それは、私たちにでもわかる範囲内の必要か不必要かということになりますよね。どこがどう違って、必要であるか不必要であるか、ちょっとわからないような不確実な部分があるとは思いますが。

要するに私が言いたいことは、素人が寄ってたかって、最初にいろいろな縛りをつくるのが、現場の研究者にとって足かせになるようなことは最小限にとどめたい。むしろ、これを機会に、現場のほうが、個々の研究員のほうが、わりと自由にきちんと、研究所全

体としてのパフォーマンスを上げるために小さな縛りに縛られないで、全体として成果を上げるということを保障するほうが、本来の姿なんじゃないかと思うものですから。

まあ、次の中期目標と中期計画のところで触れたら、むしろいいかとは思ったんですが非常に基本的なことなので、ここでちょっと確認させていただきました。

【岡田分科会長】 どなたか、お答えになりますか。基本的には、建研に対しては大変温かいご支援をいただいているのかもしれませんが。

【後委員】 いや、建研というよりは……。いや、今は、まだ実態がわからないので、そういう言い方をしたんですが。

【技術審査官】 今、建築研究所のほうから説明させていただきましたとおり、例えば行政ニーズが明確で、それに対応して基準化しなくちゃいけないとかいう場合は、比較的上位のわかりやすいものとしてあると思いますけれども、そこに至るまでに、例えばメカニズムの研究が絶対不可欠であるかどうかというところを敷衍していきながら、一つ一つ、基本的には判断されることなんだろうと思います。

結論から申し上げれば、中期目標で示すべき、大臣の目標として挙げるべき事項、あるいは、それに対応した計画として、こういった研究をするということについて、いろいろなご質問をいただいて、それに対して、ちょっと厳しい言い方をすれば、建築研究所が、その必要性について、独立行政法人の趣旨に照らして必要性を説明しきれなければ、それはやるべきではないということになるんだろうと思います。

【後委員】 ということは、説明する側できちんと、それを証明せよということなんですね。建研のほう为主体となって、その必要性をきちんと説明できなければ、それはそれで必要性がないと。

【技術審査官】 基本的には、そういうことだろうと思います。ただ、その研究の内容とか、例えば先日の評価委員会の場で出ましたけれども、今はなかなかニーズは顕在化してないんだけど、10年後に大化けするという研究もございます。例えばシックハウスについて、ああいう問題が出てきたときに、かなり速やかに一定の範囲で答えを出せたのは、実はかつてはほとんど注目されてなかったんだけど、何人かの人がシックハウスにかかわる研究をずっとやってきたという背景がございます。ですから、そういうふうには、今は顕在化しているニーズと非常に結びつきにくいところがあるものを、どう評価するかというのは、まさに評価の視点として非常に難しいところでございまして、まだ定まったものがないんですね。まさに、ここでの議論を踏まえてということになるかと思ひ

ます。

【岡田分科会長】 具体的には、これからの次の議題の中で話していただきたいと思います。多分、1年後の業務評価の時期になりますと、今みたいな議論をしていただかなきゃいけないんじゃないかと思いますので。

(6) 中期目標・中期計画に関する審議の視点について

(7) 中期目標(案)について

(8) 中期計画(素案)について

【岡田分科会長】 ちょっと時間が押してきましたので、本題に移ってよろしゅうございますか。中期目標と中期計画に関して、ご説明をいただき、我々の意見を申し上げるといことです。

これは議題(6)(7)(8)になりますか。審議の視点と中期目標案と中期計画素案資料の番号で言うと、7、8、9、10と。まずまとめてご説明ください。

【技術審査官】 かしこまりました。

まず資料7が、これは中期目標、中期計画そのものではないんですけれども、これからその内容が妥当であるのかどうかというご議論をいただく上で、どのように考えたらいいいのかところという点について事務局なりに考えたものでございます。したがって、いろいろなご異論があり得る可能性がございます。

まず、基本的な要件というのがあるかと思えます。例えば中期目標につきましては、下にちょっと小さくて申しわけございませんが、コメ印で、通則法第29条と書いておりますけれども、「次に掲げる事項について定めるものとする」とありますように、法律で定められた事項というのがございます。ここで言えば、中期目標の期間から、その他業務運営に関する重要事項まで、5項目については、これは最低限、中期目標の中に書いてなければならないことでございます。また中期目標というのは、将来、それが達成されたかどうかということを、この場でいろいろご議論いただかななくてはならないわけですから、達成状況ができるだけ判断しやすいように、可能であれば、例えば数値化するとか、そういった努力がなされてしかるべきものだろうと考えております。

下のほうに、中期計画について書いておりますけれども、これも同じく、通則法第30条で1号から7号まで書いている事項がございますけれども、これにつきましては、必ず中期計画の中に書きなさいという義務的な事項でございます。

結論から申し上げますと、書きぶりは別といたしまして、これからご説明させていただくものについては、当然でございますが、この項目を全部網羅しております。

次のページでございます。書くべきことが書かれているかどうかの次に、その内容が妥当であるかどうかというレベルになってくるわけでございます。

まず通則法を考えますと、逐一は申し上げませんが、真ん中辺に通則法第2条とか、第3条とかで、こういう書きぶりがなされている。そこには、例えば効率的とか、効果的とか、公共性とか、透明性とか、自主性とか、こういったワードがいっぱい入っているわけでございます。そういたしますと、ここに1)から5)まで書いていますとおり、効率性から自主性に至るようなものが、中期目標あるいは中期計画の中で、どの程度反映されているかというのが、1つの評価の要素ではないかと考える次第でございます。

次のページでございます。ここは表にまとめておりますけれども、考え方は、まだ全くまとまっておりませんので、あるいは無視していただいても結構なんです、例えば研究成果について見ますと、どういう研究成果を出しなさい、あるいは出しますという中期目標・中期計画があった場合に、例えば効率性という点から見れば、限られた人的資源を効率的に活用せよ、という趣旨が中期目標として、ちゃんと示されているか。これは指示でございますので、示されているかどうか。あるいは、それに対して中期計画といたしましては、それを達成するために具体的な方法がきちんと書かれているかどうかといったあたりが、中期目標あるいは中期計画の妥当性を評価する際の1つの判断要素となるのではないかと、という気がいたしております。

次のページからは、時間もないので割愛させていただきますけれども、「今後の議論」というタイトルで書いてありますのは、これから、いよいよ例えば半年なり1年なりたっていくますと、その実績について評価していただくことになります。結論から申し上げますと、今、総務省におきまして、政府全体の独立行政法人全体に通用するようなガイドラインを今検討中でございます。その動向を見ながら、今後、こういった場で、ぜひご審議いただきたいということでございます。

以上が評価の視点について、事務局で整理したものでございます。

次に中期目標・中期計画についてご説明させていただきますが、資料8が中期目標の案でございます。資料9が、これが名前は長いんですが、『中期目標を達成するための計画（素案）』、いわゆる中期計画の素案ということで、今日、ご審議いただくものでございます。

ここで案と素案と分けておりますのは、本来、中期計画というのは、中期目標が指示されますと、それを踏まえて、独立行政法人がつくるものであって、普段の年ならば、そういうことになるのですが、今日は、まず中期目標を中心にご議論いただければと思っております。ただ、4月1日までに時間もございません。したがって、今日、中期計画の素案ではございますけれども、これについてご指摘いただければ、これから中期計画の案の策定に向けて、ぜひ参考にしたいと思っておりますので、ぜひご意見をちょうだいしたいと思っております。

ご説明は横長の資料10でさせていただきたいと思っております。左側に中期目標の案、右側が、それぞれの中期目標で示された事項について、中期計画としてどのように対応するかというのを書いたものでございます。時間もございませんので、ポイントだけご説明してまいりたいと思っております。

まず中期目標の前段では、独立行政法人が設置された目的に照らしまして、その独立行政法人としてふさわしい任務を的確にこなせ、といったようなことを理念として述べておるものでございます。

まず1番目、これは法定事項、先ほど申し上げました義務的に書かなければいけないことですが、中期目標の期間につきましては、今度の4月1日から18年3月31日までの5年間とするとさせていただきます。

2番目に、業務運営の効率化に関する事項でございます。これにつきましては、目標としては4項目挙げております。(1)といたしまして、組織運営における機動性の向上。先に目標のほうを読みますと、(2)として、研究評価体制の構築及び研究開発における競争的環境の拡充。次のページになって恐縮でございますが、(3)に、業務運営全体の効率化。(4)に、施設・設備の効果的利用。それぞれにつきましては、指示をしておるわけでございます。

前のページに戻って恐縮でございますが、組織運営における機動性の向上という指示に対しましては、右のほうで2つのことを計画として言っております。1つは、研究グループ制の導入ということでございます。これまでは建築研究所におきましては、部、その下に室、その下に例えば主任研究官、その下に研究官といったような多層の構造になっておったわけでございますが、そういった縦割りの部・室制を敷かず、柔軟な研究及び技術開発への対応のために、研究領域ごとに職員をフラットに配置する研究グループ制を導入するという措置として書いているわけでございます。

もう一つは、研究チーム制による機動的な対応ということで、組織としては、研究グループを敷きますけれども、随時発生する新たなニーズに対応するために、幾つかの研究グループから、そのニーズに対応して何人かを呼び集めてチームを編成して、機動性の高い研究開発体制を整備するという具体的な措置として述べているわけでございます。

(2) の評価体制でございます。今までは国の研究機関として、みずからやってきたわけでございますが、独立行政法人となりましても、それを続けたいと考えております。具体的には、1ページ開いていただきまして、研究開発の開始時、実施段階、終了時における評価の実施や、その方法を定めた研究評価要領を独立行政法人として定める、とやっているわけでございます。具体的には、研究所内部の者が行う内部評価と、それに外部の方々 - - つまり専門家の方々ということでございますけれども - - 入った外部評価の2種類の自主評価といいますか、そういったものを行っていくということです。これはこの評価委員会での評価とは全く別に、独自にそういった枠組みを敷こうとしているわけでございます。

それから 競争的資金等外部資金の活用につきましては、競争的資金といたしまして文部科学省が所管しております科学技術振興調整費、あるいは環境省が所管しております地球環境研究総合推進費、これにターゲットを定めまして、組織的に項目を整理して、重点的な要求を行う。あるいは住宅研究についても積極的に取り組んでいくんだということを書かせていただいております。

それから中期目標のほうに行きまして、業務運営全体の効率化につきましては、そもそも情報化・電子化を進めること、あるいはアウトソーシングを徹底的にやりなさいということを行った上で、一般管理費というのがございますけれども、例えば身近な例で言えば、光熱費とか、水道費とか、そういったものが入ってくるわけでございますけれども、かなりの額を占めているわけですが、これにつきましては、当該経費の総額を初年度の当該経費に5を乗じた額に比べて2.4%程度抑制しろと。これは実際、私ども、こういう目標を設定するにあたりまして、建築研究所の中で、どういうふうに一般管理費が今まで使われてきたのかということも勘案しながら設定した目標でございます。この考え方は、私どもとしては、初年度はもう予算設定されておりますが、2年度目以降5年度目までの4年間になります。初年度に対して3%減らしてみようと。そうしますと、5年トータルで見ますと、全体で2.4%という数字になるわけでございます。こういう総量規制をかけさせていただいたらどうかと考えております。

ただ、やり方として、2年度目、3年度目を全く同じ3%ずつ減らしていくのか、目標はとにかく5年間で2.4%減らせと言っているわけですから、やり方としては、例えば4年目、5年目で大きくと減らしても結構ですし、あるいは平準的に減らしていても構わない。それは法人の独自性に任せようという考え方でございます。

これに対しましては、右のほうでございますけれども、もちろん電子化・ペーパーレス化を積極的に推進する。ちょっとその前に書いていますけれども、例えば決裁も含めて、文書のペーパーレス化を積極的に推進するとか、電子化推進にかかわる目標を設定するとか、そういったことが書かれております。

それからアウトソーシングにつきましては、例えば施設の維持管理とか、単純な計測とか、そういった非定型な業務以外の業務については、すべてアウトソーシングの対象として、一たんは検討俎上に乗せると言っております。その上で、アウトソーシングが、ほんとうにコスト節減に役立つかどうかを一つ一つ判断した上で、役に立つと思うものについては、すべてアウトソーシングを図るということを書いているわけでございます。

として、一般管理費の抑制につきましては、やり方は自由とはいえ、今日のところは建築研究所としては、初年度を除く2年目から5年目まで、初年度に対して3%減らした額に落とすように努力して、結果として5年間を通じて2.4%程度抑制に努めると計画として定めております。

(4)の施設・設備の効果的な利用でございますが、これはかなり膨大な資産価値がございますので、左側の目標のほうで、外部の研究機関も、ちゃんと利用できるように、むだにするなということを書いております。これに対しては右のほうで、年間の利用計画を定めて、外部の機関が、それを使える時期というものをあらかじめ公表すること。それから、そのときに、どういう手続があるか。それから、物によっては有料でお使いいただく場合もあるかもしれませんが、そういったルールをあらかじめ定めて、公表することとしたいということを計画のほうに盛り込んでおります。

法定項目の大きな3番目でございます。次のページでございますが、国民に対して提供するサービス、その他の業務の質の向上に関する事項でございます。

(1)として、まず基本方針が述べられておりますが、この基本方針が大きく1)と2)の2つに分かれております。

1)は、研究所が扱う研究全般に対しての基本的な考え方でございます。建築技術の高度化のために必要な基礎的・先導的研究。こういった基礎的・先導的なものもあれば、建築

の発達・改善等のために解決が必要な研究開発もあるけれども、それらすべてを計画的に進めること。その際、現在の取り組みは小さいけれども、将来の発展の可能性が想定される研究開発についても積極的に実施せよ、とっております。これは要するに、研究全体を計画的にする。あるいは今は小さいものでも見逃すなということを目標のほうで言っているわけですが、それを達成するために、右のほうの計画では、文章のほうの3行目ぐらいになりますが、科学技術基本計画、これは今回新しくできました内閣府が、総合科学技術会議の議を経て決めるものでございますが、そういったものや、あるいは国土交通省等の行政ニーズの動向も勘案して、研究開発の範囲、目的、目指すべき成果、研究期間、そういったものを一つ一つの研究について明確化して、計画的に行うということを書いております。

後段のほうでは、萌芽的研究開発についても積極的に実施することとして、何が萌芽的なニーズとしてあり得るのかといったことについては、例えば文部科学省等の持っているデータベースをフルに活用させていただくということを書いているわけでございます。

それから大きな3番目の でございますが、これは重点研究にかかわる内容でございます。要するに社会的要請が特に強い課題に早急に対応せよということを目標のほうで述べているわけでございます。

その中身については、また後ほど申し上げるとして、4行目か5行目に書いておりますが、おおむね研究資金の60%程度を充当することをめどとしなさいということ述べております。この60%と申しますのは、後ほど簡単にご説明しますけれども、下のア)イ)ウ)に該当する研究に、これまで建築研究所が充当していた額を、おおむね10ポイント程度アップさせる額というのをめどに60%という数字を設定しております。

じゃ、具体的な国民のニーズが高い分野として何を指示するかといいますと、ア)といたしまして国民の安全性向上、イ)としまして、下から4行目ですが、良好な地球環境・地域環境の保全・創造に関するもの。次のページにいきまして、ウ)といたしまして国民の生活環境の質の向上。この3つの研究分野を重点分野といたしまして、そこに60%程度の資金を投下して、集中的に研究せよという指示にしております。

これに対しまして、右のほうに計画ではどう書いているかということですが、3ページの中ほどの でございますが、重点的研究開発を的確に推進し、関連技術の高度化に資する明確な成果を早期に得るため、別表-1に示す研究開発を重点的かつ集中的に実施するというところで、60%を充当することをめどとするとしております。

では、この別表 - 1でございますけれども、この資料の8ページをごらんいただきたいと思っております。まさにこの辺が、先ほどの「今ほんとうに必要なかどうか、独立行政法人として行うことが必要かどうか」というところを、まさにご議論いただくべきところでございますが、現在のところ、1つ目の国民の安全性の向上のための研究開発というものに対しましては、室内空気環境汚染防止。先ほどのシックハウスにかかわるものの、まさにメカニズム研究の部分を急いでやると言っているわけです。汚染防止・抑制のための基礎的技術の開発など、4領域を設定しております。

それから、良好な地球環境・地域環境の保全の関係で申し上げますと、木造建築等にかかわる廃棄物発生抑制あるいは再資源化技術の開発など、3領域を設定しております。

また国民の生活環境の質の向上のための研究開発につきましては、これは一番下で申し上げますれば、住宅建築におけるユニバーサルデザインの研究など、4領域を設定しております。

こういったア)イ)ウ)が設定されましても、その具体的な領域としては、まだいろいろなものが考えられるかと思っておりますけれども、このア)イ)ウ)に対して、以上の11領域を設定して、ここに60%程度の研究資金を投下して重点的にやっていくというのが、今日お示ししている計画の内容でございます。

ちょっと戻っていただきまして3ページでございますけれども、この中期目標期間中に突如、明確な行政ニーズが発生して、どうしても独立行政法人が自らやらなければならないと判断した場合には、ただいま3分野11領域がございましたけれども、新たな領域なりを追加することがあり得ます。ただし、その場合には、冒頭で申し上げました研究評価のための仕組みをつくと申し上げておりますが、その評価を受けた上で、新しい領域を設定するという事を述べているわけでございます。

大分時間が押してきておりますので急ぎますけれども、次に4ページでございます。4ページの(3)の技術の指導及び研究成果の普及のところでございます。

これについては、目標としては、大きく2つ言っております。まず1つは、技術の指導でございますけれども、災害その他の技術的課題への対応のため、外部からの要請に基づき、もしくは研究所の自主的判断によって、公共団体等に職員を派遣して、所要の指導をなさうということ。それから研究成果の普及につきましては、当然、内外の学術誌での論文掲載等があるわけでございますけれども、そのほかに、メディアへの発表を通じて、広く普及を図るとともに、外部からの評価を積極的に受けること。合わせて、研究成果の

電子データベース化により、外部からのアクセシビリティを向上させること等々、書いてあります。

それから、先ほど紹介しました重点領域にかかわる研究成果につきましては、普通の取りまとめ方のほかに、例えば行政なり、民間なり、必要とする人が直ちに使えるような形で、あるいは方法で取りまとめて、関連行政施策等への立案等の活用に資することということを目指して挙げております。

以下、数値的な目標でございますけれども、論文発表数、これは査読付きということで限定いたしまして、あるいは特許の出願・獲得件数につきましては、法人がスタートする前の5年間に比べまして、それぞれ10%程度増加させよということ。それから、ホームページで、いろいろな情報を提供をするわけですが、そのアクセス件数を、初年度に対して最終年度では3割程度は増加させよということを目指して挙げております。

これに対して計画のほうでは、例えば技術の指導につきましては、3行目に書いておりますが、技術指導規程というものを整備いたしまして、公共の福祉あるいは技術の向上等の観点から適切と認められるものについて積極的に指導を行うこととか、あるいは研究成果の普及につきましては、ア)のところですが、毎年度1回、公開の成果発表会を開催すること。あるいは、すぐにホームページを立ち上げて情報を提供すること等が書かれております。それから、重点研究領域の研究成果については、技術の内容とか適用範囲とか、留意事項、期待される効果、そういったものに特化した取りまとめを別途行うことによって、すぐ使えるような形にいたしますということを書いております。そのほか、30%程度のアクセス数の増大を図るために、ホームページについては多方面とリンクを張るとか、そういったことを書いているわけでございます。それから、論文発表につきましては、広報基準を定めて、積極的にメディア上での情報発信を行うこと。

それから、特許とか、そういった知的財産権や新技術の実用化と普及を図るための仕組みを整備すると言っております。今回、組織の形については別途の手続きがありまして、中期計画で大臣の認可を取るとか、そういったものではないものですから、ここにはあえて書いておりませんが、ここで仕組みを整備するというのは、具体的には、それを専らのみりわいとすバックアップ体制のための組織整備を念頭に置きながら、こういった記述をさせていただいているところでございます。

結果的には、論文発表(査読付き)を5年間で120件程度、特許等の獲得を10件程度行うという具体的な内容を定めてございます。

そのほか、研究成果の国際的な普及等についての記述もありますが、割愛させていただきます。

(4)として、地震工学に関する研修生の研修といたしまして、これは国際協力事業団との協力体制を確保しつつ推進するといったようなことを書いている次第でございます。

以下、数字の話でございますので、簡単にご紹介いたします。

4番目、これも法定事項でございます、財務内容の改善に関する事項でございます。これは他の独立行政法人の書きぶりなども参考としておりますが、予算、収支計画及び資金計画について適正に計画し、もって期間中の業務を確実に実行し健全な財務体制を維持することといった目標を掲げさせていただきました。

それを踏まえた予算、収支計画及び資金計画については、予算は別表 - 2、収支計画は別表 - 3、資金計画は別表 - 4と定めております。

それから4番として、短期借入金の限度額、重要な財産の処分等に関する計画、それから余剰金の使途については、とりあえず現在の見込みということで、ここにそのまま書いている状況でございます。

中期目標でいきますと、5のその他業務運営に関する重要事項ということでございますが、1つは、施設・設備については、既に述べておりますとおり、2(4)により、効果的な利用を図るほか、業務の確実な遂行のため、計画的な整備・更新を行うとともに、所要機能を長期間にわたって発揮し得るよう、適切な維持管理に努めなさいということと、人員及び人事に関する事項といたしましては、必要な人材の確保を図れ、それから人員の適正配置を図れということを目標として指示してはどうかと考えております。

これに対し、計画といたしまして、まず施設・設備更新については、現在の状況、将来のニーズを勘案して、別表 - 5のとおり計画しております。それから人員または人事に関する計画といたしましては、まず研究に必要な人材の確保については、例えば任期付研究員の採用を行う。それから、定型的事務の外部委託等の推進などによって、人員増は行わないということを計画の中で書いております。それから、人材の確保及び人事交流ということでいきますと、基本的には、国家公務員採用試験合格者の中から採用を行うことといたしますが、高度な研究等の推進のため、選考採用でありますとか、関連法に基づく任期付研究員の採用を行うということとしております。

参考までに、期初におきましては98人でございますが、現在のところ、期末においても98人を想定しております。また、この期間中の人件費の総額につきましては、約59

億円余を想定しておるということでございます。

大変長くなりましたが、説明は以上とさせていただきます。

【岡田分科会長】 ありがとうございます。対照表をつくっていただいたので、わかりやすくなったかと思いますが、資料7をちょっと見ていただいて、何かご質問があったらいただきたいと思います。

基本的な視点は、中期目標と中期計画については、法律で決まったとおりの項目は入っている、それで、通則法に書いてあるような視点を入れて、目標も計画もつくられているというご説明があって、3ページ目が、このご説明いただいた資料の中の検討項目の例であります、この辺まででいかがでしょうか。

【三井所委員】 資料7の2ページですね。最初に掲げてあります5つの目標、効率性等々ですね。すごく当然のように最近は思えてきているんですけども、今までは、ややもすると効率性を求め過ぎたというようなことが、いろいろな部分にあり過ぎたんじゃないかと思いますが、ここで公共性とか透明性などは、効率性と相反する、手間がかかることだとか、自主性も、そういうことがあるかもしれない。内容的には矛盾する性格もありうるということですね。ここらあたりのコントロールが大変難しいだろうなと思いつつ見ておりましたが、効率性をあまり強くしない方向に動いてきたのかなと理解してよろしいのでしょうか。従来から比べると。

【技術審査官】 そういう方向もあるかもしれませんが、今、ご説明した目標とか計画の中で、効率性をやや緩和してとか、そういう考えは基本的にはございません。過度に重視することによって、例えば効率性一辺倒で所要の効果とか、そういったものが出てこないとか、あるいは公共性とか透明性が一定水準に達しないということがあっては困っているんですけども、例えばやりようによっては、どういう組織もそうかと思えますけれども、透明性といいますか、外部からいつも見られる体制をつくっておくことによって、むだをなくさざるを得ないといいますか、そういった意味では効率性というところにも効いてくるかもしれませんし。

【三井所委員】 いろいろな反応が出てきますよね。そうすると、その反応にひとつひとつ対応すると効率が落ちますよ。それはしょうがないというか、そのほうがよろしいと考えているんだと理解してよろしいのでしょうか。

【技術調査課長】 手続的に、かなりやらなきゃいけないところに、人材が割かれてしまふんじゃないかというご心配でしょうか。例えば研究に打ち込むというところがおろそ

かになるぐらい、いろいろな事務上のことをやらなければならないことによって効率性が落ちるんじゃないかというご質問ですか。

【三井所委員】 効率を主として考えると、そういうことになりますけれども、結果がさらに普及しやすいとか、研究の状況なんかについて何か落ちがなかったというような観点からいくと、公共性・透明性があるということは、すごくいい話になってくるわけですが、けれども。

【嵐委員】 つまり独立行政法人の運営の効率性という問題と、社会全体の哲学というか、基本理念というか、そういう問題との違いだろうと思うんですね。当然、研究所は効率性がよく、効果性もなきゃ意味がないと思うんだけれども、社会全体のトレンドというか、21世紀型の国民生活というのはどうあるべきなのかと。あるいは21世紀型の都市社会はどうあるべきなのかといったことを考えたときには、必ずしも効率性あるいは効果性というところだけで動かなくなってきたらいいわけですね。20世紀型というと、どちらかということ、国土軸をつくるにしても、経済に対していかに効率がいいかということを中心にして、ものを考えてきたけれども、多分、21世紀というのは、国土軸というのは人の生活、あるいは人というものに対して、どういうふうに居心地がいいかとか、そういうことを問題にしてくるんだらうと思うんですね。

ここに書いてある独立行政法人の目的というのは、研究所の効率性とか効果性をよくするという意味にも取れるし、もっと大きく時代的に、どういう建築あるいは公共物をつくっていったら、その時代に合うのかという意味と、僕は2通りあるだろうと思いますよもちろん研究所自身の中では、効率的で、効果的で、そういうことをやらなきゃいけないから、アクセス数が何件いかなきゃいけないとか、光熱費は3%削減するとか、そういう話は当然出てくる。それはそれでいいと思うんです。しかし、社会全体の大きな哲学というか、独立行政法人が目指す目的というものの中に、そこら辺のバランスをどう考えるのかとここで見ると、公共性とか、透明性とか、いろいろなことが書かれているし、後のほうにも安定とか、環境とか、いろいろ書かれているし、資金の60%を、そういうところに投入するということは僕は時代には即しているなと思うんだけれども、もう一つ、何と云うのか、僕なんか考えるのは、ずっとこの間に言ってきたらいいけれども、日本全体が、もう少し居心地のよさというのを求め始めてきているんじゃないのかなと。それは、こういう言葉の中にあまり入らないんですよ。つまり都市全体あるいは国民生活全体、そういうものが居心地のいい社会、居心地のいい生活、そういうものを求めてきて

いるんじゃないのかなと。

居心地がいいというのは何か非常に抽象的で、ものを言いにくいんだけど、僕は、それはよく言われているゆとりだとか、やすらぎだとか、あるいは清潔だとか、あるいは安全だとか、環境だとか、健康だとか、そういったことが満たされている社会というのは僕は居心地のいい社会なんじゃないかなと思うわけです。そういうことが、この目的の中で言うと、ぼつんぼつんと個別に引き出されているような感じがするわけですね。さっき言ったシックハウスの問題も、かつては効率性を求めたから省エネ化、省エネ化ということで、どんどんやってきた。そこに病気が出てきたと。でも、これは病気じゃなくて、居心地のいい社会を求めようということなんだろうと思うんですよね。そこら辺のバランスをどうするかと。

そういうことが大きな問題であって、そういうことで言うと、この目的に、もうちょっと、そういう抽象的なんだけど、国民のニーズの感性というのかな、そういうものにぴったりするような言葉が、もうちょっと入ったほうが、僕は、研究所のあり方としてはいいんじゃないのかなというのは感じますね。

そのために、組織として、業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置ということで、組織運営の機動性とか、研究チームの機動性と書いてあるけれども、一方で、国民のニーズというのは、どうやって研究所の中に反映していくか。そのシステムが見えないような感じがするわけですね。やっぱり国民というのは、決して効率性や効果性や公共性や透明だけを求めているんじゃないくて、今言ったように清潔性だとか、健康とか、居心地のよさというような、こういう言葉であらわし得ない、もうちょっと大きな漠然とした感性というのかな、そういうものを今求めてきているというのが僕は時代の流れなんじゃないかなと思うんです。そこら辺を、何か新しい、いい言葉で言いあらわしていくということも大事なんじゃないかなと思います。

僕は、政治経済なんかを中心にものを作ってきていると、例えば政党を選ぶときに、必ずしも今や自由主義がいいか、社会主義がいいかとか、そういう選び方じゃなくて、好きか嫌いかで政党を選んでいる人ってものすごく多くなってきているんです。同じ自民党の中にも、この人は好きだけれども、この人は嫌いとかね。民主党の中にも、この人は好きだけれども、この人は嫌い。そういう選び方がいいか悪いかの問題じゃなくて、社会のトレンドは、そういうふうになってきているんだと。そういう感性を、これからの研究の中に入れていくということは非常に重要になってきているんじゃないかなと僕

は思います。

【岡田分科会長】 通則法2条を見ると、なかなか今おっしゃったような雰囲気は読み切れないですけどもね。今まで、ろくなことをやってないから、がりがりに、こうやらせているんだと。

【鳶委員】 こういうことだと、問題が起きたときに、どうしても後追い型になっちゃうのじゃないのかなと。時代のトレンドがどういう方向に進んでいて、そして国民はこういうことを求めているかというニーズを先取りするような調査システムというんですかね、そういうものも機能の中にないと、なかなか先取りしたことができないのじゃないのかなと。たまたまシックハウスの問題では一部の方々がやっていたから、それが後から、非常に大化けして、非常に大きな意味を持ったというのは、そういうことがわかってやっていたのか、たまたまそうだったのか、そこら辺は僕はよくわからないけれども、何かそういう国民のニーズというもの、トレンドというのかな、感性というのかな、そういうことが大事になってきているような気がするんですよ。

【高木委員】 将来に向かっては確かに今おっしゃっているとおりなのかもしれないんですけども、そうじゃなくて、行革の、今まで実態がどうだったかという、あまりにもむだが多いということなのではないでしょうか。ちょっとよくわかりませんが。その中で、こういうものができているんで、おそらく、これは、これが目標になるというよりは、これは最低限守るべき条件ですよ、という程度で私は理解しているんですけども、そうではないんですか。

【鳶委員】 いろいろ入れていると、必ずむだになりますよね。

【三井所委員】 次の3ページのところで、財務系は効率性だけが書いてあるんですね。研究成果は効率性から効果性、公共性、透明性が入っている。この入れ方は、僕はすごくいいなと思うんですよ。研究については、こういうことをちゃんとやっていこうというのは、今、鳶委員がおっしゃったような気分が少し反映しているなという気はあるんですけども、ただ、最後に選択をするときに、効率で取るか、手間はかかるけれども、もっと居心地のよさを取るかという問題になったときに、どちらを取るのかなという感じがするんですよ。

【岡田分科会長】 そうですね。それぞれのテーマでね。ちょっとその辺は、資料10のほうで、また具体的にお話を伺いたいと思います。

私から1つ質問。3ページの一番右下の箱の中が、ちょっと意味がよくわからなかった

んです。中期計画については、「大臣の認可を受ける中期計画に独法の長の裁量事項が含まれていないか」というのは、含まれていてはいけないということですか。

【技術審査官】 基本的には、独立行政法人の意義というのは、国の関与をできるだけ小さくしようという面もあるかと思います。必要なものは、ちゃんと計画なり何なりで立てて、しかも認可という手続を取っていきます。今回の中期計画についても認可するわけですから、大臣の認可にかかわっているわけですね。その計画の中に、もともと大臣の認可を受けなくてもいいようなことまで、もしも入っているとしますと、計画で認可してしまうことになるわけですね。

【岡田分科会長】 わかった、わかった。裁量事項は入れなさんな、ということね。最初から、そういう項目は。

【技術審査官】 そうです。そういうことです。

【岡田分科会長】 いや、裁量権を認めてないと言うのかなと思って、独法がやると思ったら、それをやらせてもらえないのかなと逆に取ったんです。そういう意味ね。そういう項目は書かないでくださいと。

【技術審査官】 そうなんです。ただ、そうは言っても、ここに書いてあることのかなりの部分は裁量事項といえますか、例えば何とか計画をつくるんだとか、例えば広報基準をつくるんだとか、これはほとんどすべて裁量事項なんです。裁量事項を何も書かないと、計画にならないものですから。

【岡田分科会長】 いや、方向がそっちなら結構です。僕は逆かと思って、むしろ独法にして、所長裁量権が増えて、それで評価というのを後ろでやって、悪いことをしたら、すぐつぶすとか、そういう方向に進んでいると思っていたんで。わかりました。そう読むのね。

そこで資料10に行きたいと思いますが、もう一回ございますけれども、一応、今日、いろいろなご意見をいただきたいんですが、1ページあたりの左が目標で、これは大臣がこうしろと。右は、独法のほうで、こうやりますというものです。それを対比しながら最初の効率化 - - 早速出てきましたね - - というのが、どういうイメージで、とらえられているかと。業務運営の効率化に関する事項ということで、1番は、研究組織をまず変えて、機動性を高めましょうと。これは広い意味の効率化ですね。

【三井所委員】 例えばアウトソーシングの問題がありますけれども、当面の問題解決のためには、アウトソーシングをしたほうが効率がいいということはあるんですよ。だけ

れども、能力の涵養育成が所内で行われないことになってしまい、次のテーマへの展開を想定するとき、それが出てこないことになりますね。アウトソーシングのほうにストックされていくような情報や知見がいっぱい出てきますよね。そこらあたりが、また今の効率と相矛盾する要素になってきて、どういう人を育てながら、この研究所が育っていくのかなと。

【岡田分科会長】 アウトソーシングは、2ページの真ん中辺にありますね。 中のアウトソーシング、それをどうするかというのは、アウトソーシングしたほうがいいものは、できるだけいたしますと言っているんですが。

【高木委員】 その前提としてお尋ねしたいことがあるんですが、さっき7ページなんですけれども、人の配置の問題がちょっとわからなかったんですけれども、98人で、新しい定型的な作業に関しては人員増をしないと。研究については、任期付採用を使うとかということなんですけれども、定年退職で減ると。これは毎年、どのくらい変わるという感じなんですか。

【建研企画部長】 定年退職につきましては、大体予測はつくわけなんでございますが、毎年あるわけではございません。

【高木委員】 あまり動かないと淀んじゃうんじゃないかと、つまらない心配をしてしまうんですけれども、任期付採用も含めて、98人の中におさめるわけではないんですよね。

【技術審査官】 おさめるんです。

【高木委員】 これは特定独立行政法人という言葉が通則法の中にあるみたいなんですけれども、定員はあったんでしたっけ。

【技術審査官】 定員は、基本的には法人の長の判断で、法的には動かすことができます。登録すればよろしいんですが、大臣に、たしか届け出るんですね。届け出ればよろしいんです。

【高木委員】 ただ、長が任用できると書いてありますよね。だから、一応、目標的には変わらないと。

【岡田分科会長】 最初は100人ぐらい。どのくらい変わるかというのは、単純に20歳で入って60歳までという40年だから、40で割ればいいんですから、2.5人ですよ。満遍なくとっていったら、毎年二、三人やめて、二、三人入ってくると。そういうペースを守られるのか、あるいは任期をもっと短くして、くるくると回していくのかとい

うのは研究所の計画ですよ。

【高木委員】 ええ。それにドクターが多いとおっしゃっていたこともあって、大丈夫かしらと。

【岡田分科会長】 研究者の比率は大体どのくらいですか。98人のうち。

【建研企画部長】 98人のうち66人です。ちなみに、建築研究所は比較的、研究者の流動性は高いほうだと思います。定年を待たずに、大学などに転出される研究者は毎年、コンスタントにおられます。

【高木委員】 じゃ、退職だけではなくて、一定割合が異動しているという感じですか

【建研企画部長】 はい。

【岡田分科会長】 今、どのくらいで回っていますか。

【建研企画部長】 毎年五、六人は転出され、新しく入ってこられます。まあ、年によって、かなり変わりますが。

【岡田分科会長】 単純議論の倍くらい回っていると思えばいいのかな。

【建研企画部長】 倍以上は回っています。

【高木委員】 いや、ごめんなさい。以上で結構です。

【岡田分科会長】 この研究グループ制というのがね。チーム制は文章を読むだけで、すぐわかるんだけど、グループ制はにわかにちょっとイメージが沸かないんだけど、どうされるの？ グループを幾つかつくるのね。こういうことを書かなくていいの？ 幾つグループをつくってなんていうのは。

【技術審査官】 それはまた、別の手続きがございます。

【岡田分科会長】 大体、どんなイメージなの。

【建研企画部長】 国際地震工学センターを含めて7グループです。

【岡田分科会長】 そうすると20人……十数人か。十数人の現住所……いや、本籍か。本籍ができて、プロジェクトに応じて現住所をつくらうというわけですね。

【建研所長】 チーム制というのは、それに複数にまたがるようなプロジェクトごとにチームを構成していくというイメージです。

【岡田分科会長】 そういう感じですね。

さっきのアウトソーシングのところに戻ると、これも三井所委員がおっしゃったことは全くそのとおりで、アウトソーシングをやると、コストを考えますと、かえって高くなるものもあるし、一緒に頭脳まで流出してしまうと、人が育たなくなるということですね。

どんなふうに考えていくかですよね。全部、下請けに出しだしたら、今やっているものがすべて出せるものだけだったら、何をしていたんですかということになりますからね。

【三井所委員】 設計をやっていると、そういうことがあるんですよ。やっぱり丁寧に調査なんかしていることをやっていくと、次のプロジェクトに物すごくきくんですね。そこらが案配の取り方だなと思います。

【岡田分科会長】 最近、私は研究費の申請の評価をしているんですね。いい研究なんだけれども、研究費のほとんどを、こっちに頼んでやらせるというのは、こんなのはだめといって落としたことがあるんですけれども。その辺は気をつけられてやる必要がありますね。

【後委員】 よろしいでしょうか。中期目標のところでございますけれども、目標というのは大ざっぱなほうがいいのかもしいんですが、目標というよりは、こういう範囲のことをやりますということしか、あまり書いてないような気がするんですね。

【岡田分科会長】 目標のほうね。やりなさい、ですね。目標は、大臣が、やりなさいと。

【後委員】 ええ。だから、その限りにおいては、まあ、大ざっぱなほうがいいのかもしいんですが、最終的には、例えばミッションをきちんと設定して、それを自分たちが、どの程度達成できたのか。で、自分たちが達成できたかどうかというのを、みずからきちんと指標を示すと。それを外部の人が、どの程度達成したのかをチェックするということが、一番評価としては - - アメリカやイギリスが80年代とかに轍を踏んだ後に達成したのは、要するに内部できちんとミッションを明らかにして、それを達成するために、どうやるかということ、みずから明らかにして、それを評価していくときにはこういう評価指標でやりますということのみずから設定していただいて、その達成割合がどうかということ、外部の人間が見るとというのが、やはり一番評価のあり方としては、今のところ、いいんじゃないかと私自身は思っております。

私自身は理系じゃないので、文系の人間ですので、理系の研究がどういうふうに行われるのかというのは、ちょっとよくわからないところがあるんですけれども、例えばイギリスなんかで、エージェンシー制度というのがあって、大学なんかの研究者が、今までは何年間かためて、満を持してというんでしょうか、出せていたけれども、最近は、せちがらくなって、こういう表現をするんですが、サラミのように薄い成果を毎年、ちょっとずつ出さざるを得ないと。それはそれで、大学ならば、教育機関としてのミッションもありま

すから、両立すると思うんですけれども、みずからが基礎研究をやっている機関だと言っているのに、そうならざるを得ないような、もしも数値目標、例えば査読付き120件ですとか、特許件数が10件、これが現行の10%増なのかなと理解させていただきましたけれども、そういうアウトプットの目標でみずから縛るわけですね。

先ほど私が、ちょっと甘いことを申し上げましたような感じにとられたかもしれませんが、私はむしろ、「どうせ国家公務員を二十数%減らせということだから、つじつま合わせにやった」とか、「自分を保身したい人は、そのとおりにやってちょうだい」とか、そのかわり、「サラミのように薄いものを毎年、ちょっとずつ出すんです」とかそういう結果になったら、全体としての日本の基礎研究のパフォーマンス自体が、全体的に下がるんじゃないかと懸念するわけですね。そこの兼ね合いを、多分、皆さんご心配してらっしゃると思うんですね。効率性と、どちらを取るんだ？ みたいな議論は。そういうところだと思っただけです。ですから、むしろご自分たちが、どういった指標で評価していくのかということ、きちんと出すシステムをつくるかどうかということが一番肝心なところなんじゃないかと思うわけです。

その観点から、5ページの、先ほど申し上げました論文発表が120件、特許件数が10件というのは、これは5カ年計画でございましょうから、今現行では、どの程度の成果、アウトプットになっているのでしょうか。

【建研企画部長】 査読付きの論文数でございますが、過去5年間の平均を見ますと、大体毎年40件程度でございます。5年分であれば200件ということになるんですが、それは今の建築研究所は研究者が170名の体制でやっておりますので、これが66名の体制になるということで、簡単に比率を掛けますと、112という数字が出てまいりますが、それよりは1割ぐらいいはアップさせようじゃないかということで、120という数字が出たわけでございます。

【高木委員】 特許権のほうは、どうですか。

【建研企画部長】 特許権のほうは、同じように過去5年間では、10件でございます。これを人数割という単純なことをいたしますと、6件ということになりますけれどもこれは有効数字を考えましても、1割以上はアップさせるといいますか、頑張つて10件と。

【高木委員】 それは特許権として実際に使われている10件ですか。

【建研企画部長】 これはいろいろございまして、共同研究の成果を特許にするというケースが多うございます。これはパートナーである民間サイドのほうと共有する形になっ

ているものが、かなりを占めておりまして、ちょっと活用状況につきましては、今、ご報告できるような形で整理ができておりません。

【高木委員】 10%増というのはいいんですけども、もし書くなら活用できる特許権を、というのをに入れていただく必要がありますかね。

【岡田分科会長】 お話を伺っていて、5ページですけども、ほんとうは、目標のところを数を増やせというのは書かないほうが僕は個人的にいいと思っている。何をしろというのは、質を高めなさいとか、あるいは外部のほんとうの専門家に評価されるような論文を書きなさいとかというのが、多分、正しい目標の設定で、それに対して計画の中にはそれでは、私どもは120ぐらい書きましようかとかといって、目標設定して、先ほどおっしゃったように、1年たったら、どうせ外部評価をやるわけでしょう。そのときに、「ようやったな」とか「やってないじゃないか」「数は合っているけれども、中身が薄いじゃないか」という評価をするということになってしまいうんですかね。

どうも、これは話がかたまっているのかもしれないけれども、こういう研究所で論文の数を10%増やしなさいというのは、非常に幼稚な目標を与えているやり方なんですよね。こんなのは簡単ですよ。サラミを薄く切ればいいんだもん。論文なんて、1つのネタで10本を書こうと思うか、1つ書こうと思うか、何ほでも書けますよ。プロだったら。ちょっと手間さえかければ。それは簡単なものでね。まあ、査読で時々落ちる。10本書いたんじゃ、査読で落ちるのが3つぐらい出るでしょう。そういうことだから、これは非常にまずい設定の仕方だと僕は思いますよ。国土交通省も考えたほうが.....。

大臣に意見を申し上げる会だから、意見を申し上げたいなと思っているけれども、どうするかは別ですよ。ちょっとその辺は何か考えていただかないと。今後、こういうのが流行するとね.....。鳥委員は、どんな感じがしますか。

【鳥委員】 だから、評価というと、いつも量でしかあらわせないから。

【岡田分科会長】 そう。評価のときにやればいいんですけどもね。

【鳥委員】 すぐ、数量的な評価になってしまうだけけれども。だから、一体これは何を目的の法人なのかというところと、やっぱり絡んでくると思うんですよね。つまり行革だとおっしゃられたけれども、別に行革というのは効率さえよければいいという問題じゃなくて、行革の目的は、国民生活がほんとうに向上するかどうかと。そのために役立っている機関は、お金が必要だったら、もっと人も増やして、お金も増やせばいいわけですよ。役立っていない機関は、それこそなくしちゃえばいいわけですよ。そういうき

ちんとした目的に沿った形での論文なり、そういうことがあれば、僕は、それはいいんじゃないのかなと思うんですよ。そういう意味で言うと、土木研究所なり、建築研究所なりが、どういうふうに将来の国民生活に対して資するのかという辺は、きちんとしておかないといけませんよね。

サラミの話が出たけれども、つまり10センチのサラミを切れば、0.5ミリのサラミを10枚切るよりは、いい点数になるわけですよ。その評価は何なのかというと、専門家が読んだときの質の高さもあるけれども、それよりももうちょっと大きく、国民全体が、ああいう研究をやっておいてくれたことが、我々の居心地のいい社会をつくるためによかったんだなということがわかるようなね。だから、そういう意味でいうと、ただ専門家が質がいいなとわかるだけじゃなくて、我々一般というのか、そういう人たちが読んで、なるほど、そういうことまで配慮してくれていたのかということがわかるようなことが、僕はすごく重要なんじゃないかなと思うんですよ。そういう意味で、まさに哲学というのかな、そこがすごく重要な気がします。

【岡田分科会長】 国民から見て、建研が論文を1,000本書いてくれたって、何もうれしくないですよ。それは建研の研究費がよくなるだけの話でね。それは間接的にはいろいろいいことはありますけれども、そういうことじゃなくて、すばらしい特許を1つつくってくれたと。これによって国民の生活がよくなったとかね。そういうのをまず言っておいて。そうはいったって、1年たっても2年たっても論文を書かない。これはいかんよねというのは必ず評価しなきゃいけないんですけれどもね。それは評価のところでやるべきであって、はなから論文を何本書きなさいというのを大臣が建研に言うのかね？と非常に違和感を感じますね。これを一般の人が読んだら、どんなふうにするのかなと。

【技術調査課長】 行政目標といいますか、行政の使命とかというところも、アウトプットでものを言うのではなくて、国民のために何をするのかというアウトカム指標をしっかり打ち出していこうという方向に向きつつはあるんですが。それをチェックし、評価するときに、何をもちて評価するのかというところで、そこは定性的な書き方になるんじゃないかと思います。実際に目標なり計画をつくるときに、なるべくわかりやすい数値目標を立ててというところにこだわり過ぎているのかもしれませんが。

【岡田分科会長】 そうじゃないかなと思いますね。一番数値に合わないところを目標にされたんじゃないかなと僕は思うけれどもね。

【技術調査課長】 そこを数値にする必要はないんじゃないかということですよ。

【岡田分科会長】 評価のところでは、びっしりやらなきゃだめですよ。内容をね。

【技術調査課長】 内容、それから、実際にどんな効果が、これによってあるのかということでしょうか。

【岡田分科会長】 例えば1人で1年に100本の論文を書いたといっても、僕らだったら、何も研究してないんじゃないかと思ってしまいますね。そんなの書けるはずがないだろうと。ほどほどの数を、いいものを書いているほうが、いい研究者なんですよ。多ければいいというものじゃないですよ。

ほかの研究所が、建研は10%だから、うちは30%に増加しましょうといったら、偉いかというと、そんなことじゃないですよ。

どうぞ。

【後委員】 それで、アウトプットで意味もなく縛るのは、というお話なんですけど、そのときに、私は研究所の所属じゃないからわからないんですけども、一般的に研究者が集まっていると、たとえ分野は多少違っていても、この人はほんとうにどうしようもないぞ、というのが何となくあるわけなんですよ。この人がやる研究は、きっとどうしようもないだろうというような……まあ、両方あるんですけども。ですから、ほんとうに効率よくしたいんだったら、むしろ内部の相互評価をきちんとなさることが重要ではないかと思います。それでかなり全体的なコストパフォーマンスは上がるんじゃないかと思うんですね。

【岡田分科会長】 それは2ページに、さっきもちょっとご説明があったけれども、書いてありますね。2ページの右上に、従来のようなことは、これからもおやりになるというところ。これをもうちょっと充実させていただくといい。

【後委員】 ええ。それに何らかのインセンティブを加えることによって、実効性があるって、その上で単純なアウトプットはそぐわないということと、それがセットになって、客観的にも、まあ、そうではないかと思えるんじゃないかなと思うんです。

以上です。

【岡田分科会長】 ここで研究所の目標を設定されて、さっきの論文数も仕方がないとお考えになっているし、楽にクリアできるとお考えになっているのかもしれないけれどももしこういうことを書かないと、論文を書かないような研究所なら、つぶしちゃったほうがいい。これがなくなつて、ちゃんとやるという研究所になってほしい。そういう意味じゃ、これはおかしいよと僕は言っているんであって。

【中村委員】 中期目標の中に、計画部分にもありますけれども、国の行政ニーズという言葉がよく出てきますね。先ほど少し前、鳶委員からも、ニーズはだれが決めるんだという話がありましたけれども、これだけニーズ、ニーズと言うからには、そのニーズをくみ上げる仕組みというんですかね。そういうものをちょっと工夫したほうがいいのではないのでしょうか。ちょっと具体的に、何がと言われても申し上げにくいんですけれども。

【岡田分科会長】 今、どんなふうに行われているのか。これは本省で議論されるわけですか。政策と絡んで。

【技術調査課長】 研究機関と本省と、社会ニーズを踏まえて……。

【岡田分科会長】 議論の場があるわけですね。

【技術調査課長】 はい。それをもって、また一つクリアしなければならないところがありまして、それは財政当局ということになりますね。そういうところのチェックを経て、そこでしっかりと説明できるような、それはほんとうに国民のニーズに合っているんですかということも当然考えながら相談しているということです。

【岡田分科会長】 しかも、そのことをするときにも、外部評価を受けなければいけないわけですね。先に。

【技術調査課長】 そうですね。

【岡田分科会長】 そのテーマをやってよろしいかと。そういうところでチェックをかけると。

【高木委員】 いいですか。8ページから9ページの中に、具体的な重点研究が素案として挙がっているんですが、例えば今、大深度の利用とかが言われていますよね。大深度地下における建築構造物のあり方とか、それはここで言うと、どこかに入っているんですか。入っていないんですか。

【建研企画部長】 それはまずは土木研究所サイドのほうの研究分野になるのが多いと思います。もちろん大深度でも、人間が生活するということになれば、その部分の室内環境でありますとか、建築的な要素はございますけれども。

【高木委員】 あまりニーズが、そもそもないと言われるのかなと思ひまして。

【建研企画部長】 いえいえ。今、法律もやっとできまして、いろいろと取り組みは急速に進めておりますが、今のところ、この中期計画の中に特に掲げてというところまでのテーマとしてはいないということです。

【岡田分科会長】 主なテーマとしては、今はまだ考えていないと。

【建研企画部長】 はい。

【技術審査官】 といいますか、ここに書いてあるのは重点項目として、60%を充当して一生懸命やるものとして、これらがリストアップされていますので、そのほかの部分は、のところで、基礎的研究も計画的にやりなさいと言って
いるわけですから、そこに入ってくることはあるのかもしれないわけです。ただ、重点領域としては、とりあえず今は設定していないということでございます。

【高木委員】 そのほかの細目、重点領域ではない部分でどういうことをやるのかという考えはないんですかね。

【技術審査官】 今日お示した中期目標・中期計画では特に書いておりません。

【高木委員】 いずれ出るんですか。今回の目標としては、計画の中には出ないということでしょうか。

【技術審査官】 出ないという考え方です。要するに、すべての計画につきましては、研究期間をいつまでに設定して、目標が何でということをはっきりと書いていくんだと書いています。それは、こういった中期目標とか中期計画とは別に、独立行政法人としての計画の進め方の一環として、それぞれの研究ごとに、この重点分野に入ろうが入るまいが、いつまでに何を指して何をやるんだというのを、ちゃんと整理して進めましょうということなんです。

【高木委員】 それは我々に示されるわけですか。示されない？

【岡田分科会長】 評価のときには出てくる？

【技術審査官】 スタート時点にあたって、お集まりいただいて、今年はこんなふうに進めたいというのをお出しすることはできると思います。

【岡田分科会長】 その辺は研究評価で、我々の仕事の一覧表がさっきありましたよね。多分、6ページのAでしょうね。各事業年度の業務の実績評価という中で、多分、個々の研究の評価というのは、人間はダブるかもしれないけれども、別の組織でおやりなろうとしているけれども、やっぱり研究成果を大づかみには、ここの業務の中には入るんでしょうね。ここで見ていただくんでしょうね。我々も見なきゃいけないんじゃないかと思いません。

【建研所長】 とりあえず、6割の研究費をこの中期計画の表のものに投入し、残り4割については、新たな基礎的なテーマとかですね。あるいは、その6割の中でも、途中で終わる課題もあるわけです。そうしたら、新しいテーマを挙げて、それは各年度別に評価

していただくということかと考えております。

【岡田分科会長】 それから、委託研究を受けたりとかなんかで、また全く別の研究と
いうのがあるわけでしょう。そういうのは我々の任務になるの。会計の扱いにもよるんで
しょうけれども。

【建研所長】 そうですね。収入に絡んでくるので。

【岡田分科会長】 お金としてはね。だけれども、研究の動向としては、関連があるで
しょうね。全く委託研究は別途にやっていますというんじゃなくて、むしろ一緒になって
実績になるわけでしょう。

【技術審査官】 はい。先ほど先生がおっしゃったのが、資料4の6ページのAという
ことだろうという気がしましたが。

【岡田分科会長】 はい、そうです。

【技術審査官】 業務の実績の評価を行うということで、各事業年度における業務の実
績を評価していただくことになるわけではありますが、そのときに、例えば中期計画とい
うのは、もちろん一定の尺度にはなるとは思いますけれども、ここに掲げられた研究だけ
を対象にということでは必ずしもないわけでございます。こういった研究を、どんなふう
に進めたかというのを総括的に、年度が終わった段階でご説明することになると思
います。

【岡田分科会長】 それで評価して、それをほかの人に教えないといけないと書いてあ
るね。できが悪かったら、つぶそうとか。

【技術審査官】 この「他の者」と書いてあるのは、総務省に、評価委員会というのが
置かれまして、そこに報告義務ということがあります。

【岡田分科会長】 非常によくやっていると、予算を増やしてくれなんていうことも書
くべきなのかな。

【技術審査官】 途中でですか。

【岡田分科会長】 いや、勧告を行うときに。評価するときに。そういう権限はないん
ですか。

【技術審査官】 業務運営の改善として、これは理屈上という話ですけれども、例えば
新たなニーズが発生した場合を想定していただければと思います。中期計画では、例えば
5年分でこういう資金計画を立てて研究するということを言っているわけですね。そこに
突発的に、あるニーズがぼーんと出てきた場合、例えばいつぞやの震災のような場合
ですが、そういったときに、今の計画の内容では、それが十分果たせないということになれば、

先ほどの資金計画の表などが不適切ということになるでしょうから、それは改めるべきだと勧告をいただくことはあるだろうと思います。ただ、先ほど冒頭で申し上げましたとおり、勧告するかしないかは、ここでの審議を踏まえて、最終的には評価委員会の議決になりますけれども。そのような勧告なども否定されてないと思います。それを強く想定しているかどうかは別として。

【岡田分科会長】　ちょっと、いろいろとご議論をいただいたんですが、時間が来まして、もう一回ありますので、今日はどこまで議論するかですが、一とおり、今日お伺いして、今回は中期目標と中期計画を上の委員会を通さなくてもよくなりまして、我々限りであります。今日ご説明を受けて、いろいろ議論したわけですが、今日の段階での中期目標と中期計画について、大きく変更しろとかという感じはありますか。

はい、どうぞ。

【中村委員】　ちょっと私もこれを読んだとき、もう少し中期目標って簡単なのかなと思ったんですけれども、特に数値を出さなきゃならないという要請があるのかなとも思うんですが、まあ、そういうところは書くとしても、例えば研究の方向性とか、国民の安全性の向上と書いて、またさらに個別具体的に地震や火災だとかと書いてあるんですね。

【岡田分科会長】　例えば何ページですか。

【技術審査官】　3ページのところかと思うんですが。

【中村委員】　で、まず、この独立行政法人というのを、そもそもつくった目的というのは、やはり自主性というんですか。自主性を独立行政法人に持たせて、あるいは効率性なども向上させながらということだと思えます。ただし、そのかわり評価を受けるということだと思えますけれども、何となく、ここまで指示されちゃって、自主性があるのですか？　みたいなことにならないかと。

例えば5年ぐらいたってから、一体、独立行政法人になって、その前と今とで何が違うの？　ということが議論になると思えますけれども、そうすると、やはり自主性ということと効率性というのが問題になると思えますね。だから、独立行政法人の自主性を重んじるという含みを持たせたような中期目標というのが、ふさわしいんじゃないかと思えます。

それとあともう一つ、納税者に対して説明する責任というのがありますから。もちろん今まで議論に出たように数値評価になじまないものもありますけれども、なじむのようものはしっかり評価できるような目標の設定にしていけばいいんじゃないかと思えます。

で、一つ、効率性に関して質問なんですけれども、業務の効率化のところ、一般管理費の抑制というのが出ていますけれども、人件費というのはどうなんでしょうか。削れないものなんでしょうか。これは非常に大きな額を占めているので、例えば、これだけ削りますということを行うためには、人件費を削ると結構、数字が出るのじゃないのかと思うんです。しかも、アウトソーシングあるいは情報化・電子化というのを進めると、人件費というところに少し余裕が出てくるんじゃないかという気もするんですけれども、この辺のところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

【技術審査官】 人件費というのは、要するに人数が大体98名ということで、ほぼ一定になることを前提としております。したがって、基本的には同じ程度の人件費は常にかかるのではないかと基本的には考えております。

ただ、給与水準につきましては、これは独立行政法人が、その職員の研究成果の実績とか、まあ、信賞必罰とでも言いますか、そういった余地が法人のほうに残されておりますが、その趣旨は、全体を下げ気味にいくということではなくて、いい人にはよくという趣旨でございますので、人数を同じと考えたときに、その人件費を削るということを計画の中に書くのは、なかなか難しいのではないかなと考えております。

【岡田分科会長】 今は少なくとも連続性を保ちながら、維持していくということですね。しばらくたつと、いっぱい給料をもらえる優秀な研究者が来たり、来なかったりというデコボコも予測しているわけですね。なかなか難しいかもしれないけれども、日本の文化の中で、どこまで取り入れていくか。所長予定者が苦勞されるところですね。

【建研所長】 任期付任用もありますからね。

【岡田分科会長】 任期を限って、高い給料というのものもあるかもしれないということでしょうか。

【建研所長】 若い人が任期付になるかもしれませんし。

【三井所委員】 一つ。8ページ、9ページに挙げられている重点研究開発の項目については、おおむね、なかなかいいのが挙がっていると思っているんですけれども、9ページのウ)の2番目に、地域の都市整備・まちづくりを支援する情報技術の開発ということですが、この地域というのは、地方という意味ではなくて、あるローカルな場所、一部の場所という意味だとは理解しますが、今、大都市、特に東京の町の中を歩いていますと、地上げの跡をまとめた開発なんか動き始めたんですが、いろいろ反対の看板がいっぱい立っていますよね。それで、「何々不動産、話し合いに応じる」というようなのが

あたりしませんが、それこそ居心地の悪い生活を強られる方向に行くのではないかと感じるんですね。それをどういうふうにしたらいいのか、新しい開発と周辺の人を含めて、あるいは周辺の人だけではないと思いますけれども、開発しないほうがいいとっていたり、開発の仕方を考えたり、対案が出てきたりするようなことも含めて、話し合いプロセスをどういうふうを設定していったら、合意形成が進めていけるだろうという、すごい悩みがあるんですね。

今、地方の小さな地域に限ってみますと、その地域の建築士たちが、一般の人と一緒に、まちづくりをしたり、学校周辺の道路をよく整備したり、学校の敷地を使って、豊かな歩道をつくったり、学校の緑をよくするような都市景観にしたりするようなことを進めてきて、だんだん軌道に乗ってきたんですけども、大都市は、ダイレクトに、デベロッパー対個人という感じがあたりして、どうやったら居心地のいい都市、特に都心居住を推進するということを意識しながら考えていくと、どういうふうにしたらいいかというのがとても気になることなんですけど、このような都市的な問題の解決の方法といたしまして、特に人間を扱いながら、一方的に案が出てくるのではなくて、コーポラティブを、いろいろ検討しながら納得していくようなシステムがあるといいなという感じがするんですけども、その方法が今、全くないんですね。

【岡田分科会長】　　そういう研究はやっていますよね。

【建研企画部長】　　はい。国土交通省でも、コミュニケーション型行政というのを考えておまして、そういう意味では、技術的なレベルでは、いろいろと景観シミュレーションをやるためのプログラム開発などをやってきておられますので、それをさらに応用開発するような取り組みは一つはございます。

それから、やはりルールとしての都市計画システムというものを、コンセンサスづくりのための仕組みとして、もう少し実際に機能させられることができるようにならないかというような観点も、今後はあるかなと思っております。

【岡田分科会長】　　なかなか研究しにくいテーマですね。

こういう議論していると、あれもやって、これもやってとなつて、一方で、研究というのは、あれもやる、これもやるとやり過ぎだから、少しテーマを絞って、ちゃんとやたらなんて、2つの方向がある。でも、そうなんだよね。で、行政とかなり密接に連携しないと、実効が上がらないかもしれないですね。

【三井所委員】　　公団などならできるかもしれないけれども。

【岡田分科会長】 その辺、今後の具体的な研究テーマに入れていただきたいと思うし今日、鳶委員がおっしゃった居心地がいいということ、これは非常にいいキーワードだから、いただいて、個別のテーマに何かのときに少し……。こういう言葉を使っていると、その気になるじゃないですか、研究者も。ですから、ぜひ取り入れられてもいいと思います。

【鳶委員】 その辺の背景には、国と行政のサービスにどう応えるかと書いてあるけれども、やっぱり国民のニーズにどう応えるかと。そこがないから、さっき言ったように、上から全部押さえちゃうとか、自主性もなくなっちゃうとか、全部、そういうところに基本があるんじゃないかと思うわけです。その基本的な哲学をきちんと踏まえることが、僕は大事だとずっと聞いていて思いました。

【岡田分科会長】 さて、今回ともう一回で、この中期目標と中期計画、あとほかに次回のテーマがもう一つありますが、それらについて、我々としては、目標については大臣に、中期計画については研究所に意見を申し上げなくちゃいけない。それをどんな形にすればいいのか。今日の意見を、いろいろいただいたのを多少、この資料に手直しして、もう既に入りましたというようなことにすればいいんですか。

【技術審査官】 全体を取り仕切っているところにいろいろ確認したんですけども、特に意見はこうであるとか、そういった形で紙でご提示いただく必要はないのではないかとということでした。各委員のご意見をうかがったわけですが、それを反映した案になるまで、十分ご意見をちょうだいしてということであります。

【岡田分科会長】 そうすると、今日、いろいろなご意見が出たけれども、それを入れていただいて、次回また新しいバージョンを出していただくということでいいんですか。時間がないから、僕は大丈夫かなと思って。4月から発足しなきゃいけないでしょう。

【技術審査官】 このような目標でいいのではないかと、この分科会で議決していただくような案にしたいということです。

【高木委員】 じゃ、つくればいいんですね。

【岡田分科会長】 入ったものをね。

【技術審査官】 で、今日、ご意見をちょうだいしましたので、修正しまして、場合によっては、ちょっとご意見をちょうだいしながら、次回のときには、これによろしいという状態に持っていきたいと思います。

【岡田分科会長】 いつもよくあるんだけれども、いろいろなことがあって変えられな

くなっているんだなんて最後に言われちゃったりして、あーあと思うことがあるけれども多少、変えられるんですね、これは。いいですか。今日、ご意見をいただくと、どっちかという、中期目標は、ちょっと書き過ぎているんじゃないかという感じのほうが多かったように思うし、一方、本省としては、いっぱい書いて、こうやりたいというのがあるのかな。

【技術調査課長】 いや、そんなことはございません。

【薫委員】 確かに目標と計画で、ちゃんとすればいいんでしょうね。

【岡田分科会長】 で、最後の評価のところであればいいですよ。何か、最後の評価項目をほんとうに出すと、子供のしりをたたいているような雰囲気、がっかりしますね。そんなにできの悪い研究所なのかと。もうちょっと夢があって、我々の立場で、いろいろなご意見を申したことによって、研究所がよくなる方向になりたいと僕は思うので。

じゃ、そんなふうにさせてください。

(9) その他

【岡田分科会長】 それであと、事務局のほうで何か。

次回は決まっていますよね。

【技術審査官】 第2回でございますけれども、既にご連絡をさしあげていますが3月12日、すぐでございますけれども、またこのビルの、今度は11階E15号会議室で。月曜日の午前10時から12時でございます。一つ、ぜひよろしく願いいたします。

それと、それまでに、もしかしたら個別にご相談させていただくことがあるかもしれませんが、そのときは一つよろしく願いいたします。

【岡田分科会長】 せっかくご意見をいただいたんだけど、今回は入れませんでしたとか、こういうご意見だったでしょうかとか、もう一回しかありませんから、そこでこうなったら終わりのようですから、少し事前に。先生方もお忙しいかもしれませんが。

4. 閉 会

【分科会長】 それでは、いいですか、これで。ありがとうございました。

午後12時10分閉会